

いちばら救急医療情報キット

配布のお知らせ



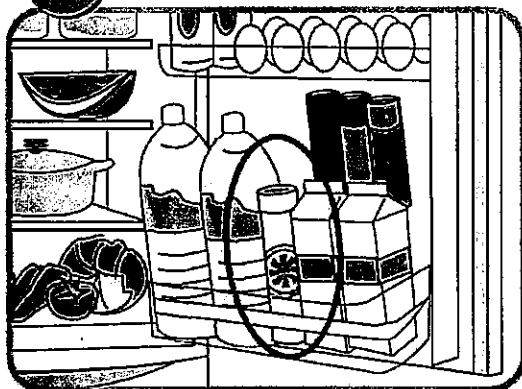
高齢者・障がい者のいる世帯に対し、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を記入できる「いちばら救急医療情報キット」を配布します。対象者には、令和4年11月下旬に申請書を送付します。利用を希望される方は必要事項を記入し、申請書同封の返信用封筒にて申請をお願いします。（申請書が届かない場合は、裏面の連絡先へお問合せください。）

申請期限：令和5年1月31日(火曜日)※必着

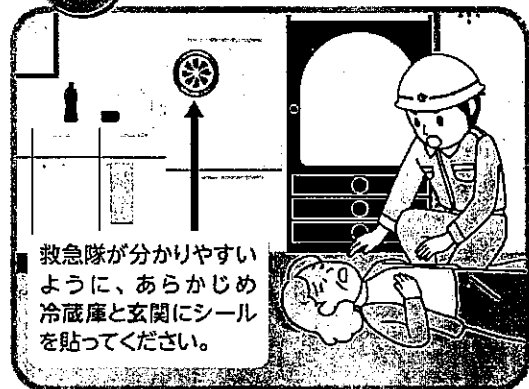
申請のあった世帯へは、令和5年1月から2月の間に、一世帯につき1本のキットを郵送します。

利用の流れ

1 キットの作成・保管(冷蔵庫)



2 救急隊の到着、救急活動



3 キットの確認 ※救急隊が必要と判断した場合



4 かかりつけ医の病院へ搬送するなど、キットを活用



キットの説明や申請時の注意事項は裏面をご覧ください

Q&A

Q キットの対象者は誰ですか？

A 市原市に住民登録がある
①満65歳以上の方 または
②65歳未満の障害者手帳をお持ちの方です。
※年齢は令和5年3月31日における満年齢です。
※現在介護施設や障がい者施設に入所されている方は対象外です。

Q キットは利用者の人数分配布されますか？

A キット(筒、説明書及びシール)は一世帯につき1本のみの配布です。同一世帯内に複数利用者がある場合は、利用者数分の救急医療情報シートを同封します。

Q キットの申請は必須ですか？

A 希望される方のみ配布します。

Q キットの内容を教えてください

A プラスチック容器(筒)と以下の書類がセットになっています。

- 救急医療情報シート
(緊急連絡先・かかりつけ医・持病・利用している福祉サービス等を記入できます)
- 救急医療情報シート(記載例)
- 説明書
- シール2枚(冷蔵庫・玄関用)

Q キットに記入した個人情報の取り扱いが心配です。

A 救急搬送時等に救急隊員等が内容を確認するまで、市が記入事項を確認・収集することはありません。

Q 小域福祉ネットワーク、民生委員、町会等から既に似たようなキットの交付を受けていますが、新たにキットを申請する必要はありますか。

A 小域福祉ネットワーク等とは、キットの統合が可能か協議を進めていますが、現時点では未定です。市原市からの配布に併せて現在保管しているキットの記載内容を見直すなど、各自で必要であれば申請いただいても構いません。

問い合わせ先

○事業全般・満65歳以上の方

市原市役所高齢者支援課
☎0436-23-9814

○障害者手帳をお持ちの、65歳未満の方

市原市役所障がい者支援課
☎0436-23-9815